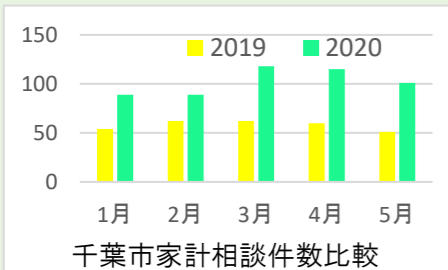


ある日突然 生活が困窮?!

新型コロナでも生活が一変!

失業や減収で家賃・食費・教育費が払えない…生活の困窮は他人事ではなく、いつ、誰の身に起きても不思議ではありません。今、誰もが想像していなかった新型コロナウイルス感染症拡大は、人々の生活に大きな影響を与え、相談件数は昨年に比べて増加しています。



生活に不安を抱える相談者の側に立ち一緒に歩いていきます

コミュニティケア街ねっこの生活困窮者・家計改善支援事業

休業や失業で収入が減少した人に対して、政府・民間が支援策を講じています。その支援策の条件などが刻々と変わる中、家計改善支援員は情報収集しながら相談者に対応し、先の見えない不安に寄り添っています。

例えば、新型コロナの影響を受けて収入が減ってしまい、生活が成り立たなくなった相談者に対しては、毎月の必要経費を聞きとり、同時に今後の就労収入の予測を立て、不足する部分を補うために給付金や貸付制度等を利用し、貸付金の返済も考慮しながら収支バランスを整える、といった支援をします。



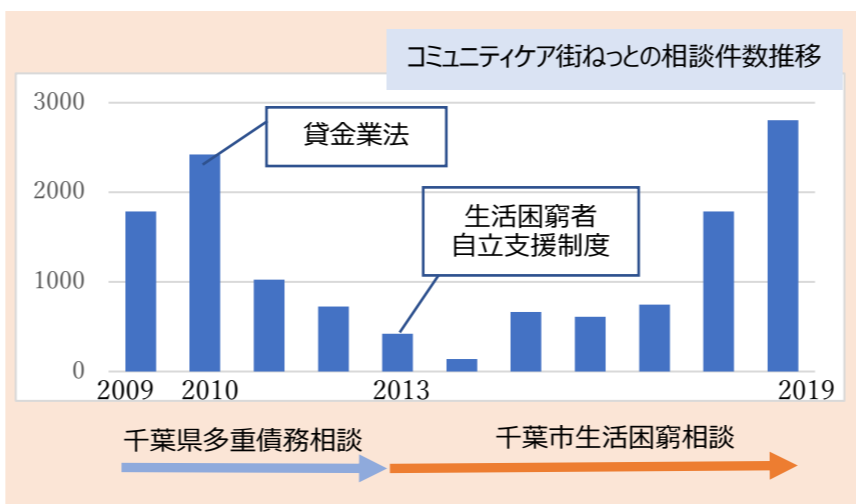
コミュニティケア街ねっこの取り組み経過

多重債務相談から家計相談へ

2008年8月からコミュニティケア街ねっこ(旧VAIC-CCI)は、千葉県の委託で多重債務に陥っている方の支援を行ってきました。貸金業法が改正されたことで、「債務が膨らみ、数社から借りていて返済が厳しくなった」という相談は一旦減少しましたが、「収入が減少して、あるいは収入がなくなってしまい生活が苦しくなった」という相談に変化し、増加してきました。

上記事業を5年半継続してきた経験を活かし、2013年12月から千葉市の生活困窮者自立促進支援事業の家計相談支援事業モデル事業を受託。2015年度の本事業からは、生活クラブ虹の街との共同企業体で千葉市家計改善支援事業を受託しています。

また、柏市では生活クラブ風の村と連携して、家計相談の対応をしています。



「千葉県家計改善支援員連絡会」の開催

この2月に当法人主催で連絡会を開催し、県内の家計改善支援事業を行っている行政のうち22ヶ所から33名の家計改善支援員が集まりました。各自治体における家計相談の実態や、日ごろの相談対応で困っていることを共有し、支援員同士の連携を深めました。

生活が困窮する直接の原因は、家計収支が合わないこと、いざという時に使える貯蓄がないこと等が挙げられます。生活していく上で家計のバランスが取れていることはとても重要なことです。現在、任意事業である「家計改善支援事業」が、今後、全ての自治体で必須事業となることが不可欠です。

相談員紹介



Y.K.さん(活動歴3年)

銀行勤務の経験を活かせればと思い携わり始めました。私の受ける相談の多くがクレジットの利用に端を発した債務問題です。便利だと見せかけた悪魔のささやき「リボ払い」は、低所得者から利子を搾り取る巧みな仕組みです。政府は昨年の消費増税、今回の新型コロナの問題から、キャッシュレス化を急速に進めようとしています。何らかの対策を講じてほしい…と思いながら活動しています。



M.Y.さん(活動歴1年)

若い頃から社会福祉に関わりたと思っていたことから活動を始めました。相談者は家計だけでなく、健康問題や家族の事情など様々な事を抱えながらどうしようもなくなって相談に来られます。私自身、行き詰まった時には他の相談員の知恵も借りながら、より良い方法で前に進めるよう模索しながらの毎日です。

コミュニティケア街ねっこでは現在11名の家計改善支援員が各地で活躍しています

生活困窮者自立支援制度とは

バブルの崩壊、リーマンショックによる派遣切りや雇止めなどの社会状況の悪化で増加した生活に困窮する人が、自立した生活を送れるよう制定されたセーフティネットです。生活や仕事に心配・不安・悩み等を抱えている方に対して、地域において自立した生活が送れるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行うものです。

知っておきたい「生活困窮者自立支援制度」の事業

※自治体によっては実施していない事業もあります

自立相談支援事業(必須事業)

相談の窓口。相談者の現状を把握し、自立のために必要な支援プランを立案。

住居確保給付金(必須事業)

就労活動等を条件とした住居確保のための給付金支援。

就労準備支援事業(任意事業)

就労不安のある相談者に対して、就労に向けた支援や就労機会の提供。

家計改善支援事業(任意事業)

家計状況を「見える化」、困窮の根本的な課題を特定し、自分で家計を管理できるように支援。必要に応じて貸付のあっせん等。

就労訓練事業(任意事業)

中期的に計画を立て、就労に必要なスキルを身につけるための支援。

一時生活支援事業(任意事業)

住居のない相談者に、一定期間の間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けての就労支援。

子どもの学習・生活支援事業(任意事業)

子どもの学習支援や学習習慣・生活習慣の確立や居場所づくり等、子どもと保護者の双方の支援。

相談できる場所があります!

各自治体には生活困窮に関する相談窓口があります

新型コロナによる生活の困窮だけでなく、家計に不安を抱え始めたら、まずは相談してください。

<各自治体の相談窓口>

市役所や区役所の窓口やHPから

<コミュニティケア街ねっこ相談窓口>

043-290-8061 (月・水・金 9:00~16:00)

